

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 25 年 8 月 8 日付け大建第 842 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 3 月 29 日付け大建北管第 927 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

- (1) 異議申立人は、平成 24 年 12 月 26 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「1 大阪市建設局が、平成 19 年 12 月 26 日より平成 24 年 12 月 26 日までに、排水設備計画確認書を受理し、公共枴を取付した工事場所と、市道設置か民有地設置かがわかる図面の開示 2 大阪市建設局が、平成 19 年 12 月 26 日より平成 24 年 12 月 26 日までに、公共下水道施設築造工事施工承認申請を受理し、工事完了後、公共下水道として採納させた工事場所と、市道設置か民有地設置かが分かる図面の開示 3 大阪市建設局北部方面管理事務所管理課職員に、位置指定道路築造のための合議に平成 24 年 8 月頃行ったところ、公共下水道は、公共下水道施設築造工事施工承認申請書を提出して施工するよう言われた。位置指定道路築造の合議の段階で指示できる条例、規程、規則の開示」を求める旨の公開請求（以下このうち 3 に係る部分についてのみ「当初請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、当初請求に係る公文書を「排水設備にかかる公共下水道接続工事施行要綱」（以下「施行要綱」という。）及び「大阪市道路位置指定基準」（以下「位置指定基準」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 25 年 2 月 8 日付け大建北管第 819 号により部分公開決定（以下「当初決定」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成 25 年 3 月 21 日、条例第 5 条に基づき、実施機関に対し、「A 申請書の書き方見本について、何年から配布されているか分かる書類及び決裁書の開示 B 下水施工承認工事に伴う、事務監督費を徴収するための徴収する理由書、

決裁書及び徴収金額の細目を定めた書類の開示 C 当初請求において施行要綱及び位置指定基準が開示されたが、これらは請求者の意図するものではないので、再度当初請求について開示を求める。」を求める旨の公開請求（以下このうちCに係る部分についてのみ「本件請求」という。）を行った。

## 2 本件決定

実施機関は、本件請求は、施行要綱及び位置指定基準以外の本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を求める趣旨であると解し、本件文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

### 記

「当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 5 月 22 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 市職員が指示したことで、下水道事業者（市）が設置しなければならない公共下水道ますを、排水設備計画確認申請者に施工させて費用を負担させている以上、それを行わせる条例、規程、規則、決裁書があるはずである。開示すれば不都合が生じるので故意に隠ぺい、毀棄していると思えてならない。
- 2 異議申立人は、公共下水道への接続方法は、排水設備の設置を義務付けられている者の申請を提出し、施行要綱に基づき、決定されると認識している。しかしながら、下記第 4 の 1 のとおり、「排水協議の中では、本市の負担により排水設備の設置工事を行うのか（以下「無償ます」という。）、あるいは、本市の承認の下、道路の位置の指定の申請を行おうとする者の負担により排水設備の設置工事を行うのか（以下、「施工承認工事」という。）等を協議し、排水計画を策定する。」とある。  
道路の位置指定協議のときに、公共下水道への接続方法が決定されているから、それを行わせる条例、規則、決裁書を求めているのである。
- 3 同一敷地に無償ますは一箇所であることは、異議申立人も承知している。北部方面管理事務所職員は、ことさらこのために施工承認工事で行うよう言っているが、本件道路位置指定及び建築工事の申請代理人（以下「申請代理人」という。）が、位置指定のための事前協議のため、計画図を見せたところ、既設ますがあるため、排水は施工承認工事で行うように北部方面管理事務所職員に指示された。

当然申請代理人は、法的根拠があるものと判断し、指示どおり下水排水計画図を作成した。

異議申立人は、このことは知らず、今までのとおり排水設備計画確認申請書に分筆図、売買契約書を添付し、宅地に建物を建設する意思表示を示し、十三工営所へ提出したところ、北部方面管理事務所職員が、位置指定道路の協議で施工承認工事と決まっているから、無償ますは駄目だと言われた。

- 4 異議申立人は、排水設備工事指定業者として、大阪市に平成 14 年から排水設備計画確認申請書を提出し、施行要綱に基づき公共下水道への接続方法が決定されている事実がある。

位置指定道路協議で公共下水道への接続方法は決定されたことがなかったため、法的根拠を求めているのである。

- 5 位置指定道路内に無償ますを 1 箇所設置してもらっているケースがあることを、異議申立人、大阪市建設局も確認している。何の法的根拠もないことを北部方面管理事務所職員は指示し、申請者に多大な費用負担をさせたのか、もし、法的根拠がないのにさせたのなら、重大な問題である。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 道路の位置の指定の手続き

建築物を建築するには、敷地が道路に接していなければならない（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条）。敷地の分割等の関係で、道路に接していないような敷地が生じる場合には、大阪市長から道路の位置の指定を受けて、道路を築造し、建築物を建築することができる。これを「道路の位置の指定」（指定道路）という。

「道路の位置の指定」を受けようとする場合、道路工事の着手までに、建設局と道路の位置の指定を申請しようとする者との間で、事前の排水協議が必要となる（位置指定基準第 9 条）。排水協議の中では、本市の負担により排水設備の設置工事を行うのか、あるいは、本市の承認の下、道路の位置の指定の申請を行おうとする者の負担により排水設備の設置工事を行うのか等を協議し、排水計画を策定する。

排水設備の設置を含む道路工事が完了し、建設局等の本市機関が検査を行った後、道路の位置の指定の申請ができるようになる。

なお、集水ます等の設置に関しては、施行要綱第 2 条において、「…排水設備の設置を義務付けられている者…の申請に基づき、…本市の負担で接続工事を実施する。ただし、集水ます等の設置は同一土地または敷地に合流区域については 1 箇所…を限度とする」とされている。

##### 2 本件請求に至る経過

平成 24 年 8 月 14 日、建設局北部方面管理事務所（当時の協議先）は、申請代理人との間で排水協議を行った。

その際、建築の予定されている敷地内に、既存のますが1箇所存在することが判明したことから、申請代理人に対して、無償ますでは施工できない旨の説明を行った（施行要綱第2条）。しかし、申請代理人から、既存のます以外に、新たにますをもう1箇所設置したいとの申し出があったため、施工承認を受けて、申請者側の負担により、工事を行うことができる旨の案内を行った。

なお、異議申立人は、本件道路位置指定及び建築工事の関連事業者であるが、上記のとおり、申請代理人に対し、無償ますで実施できないとの説明を行っているにもかかわらず、異議申立人は、本市において無償ますで施工してもらいたいとの申請を建設局十三工営所へ行っている。

その後、当初請求がなされたが、このような経緯を踏まえ、実施機関としては、当初請求の趣旨は、無償ますでなぜ施工できないのか、その根拠となる文書を求めているものと理解し、当初決定を行った。その際、位置指定基準及び施行要綱を異議申立人に交付している。

当初決定に対して、異議申立人は、異議申立人が意図していた文書が特定されていないことを理由に、本件請求において、再度、無償ますでなぜ施工できないのか、その根拠となる文書を開示するよう求めている。

### 3 実施機関の判断

上記のとおり、当初請求がなされた際に、異議申立人には、既に位置指定基準及び施行要綱を交付している。しかしながら、異議申立人は、本件請求において、それ以外の文書を求めていることから、それ以外には存在しないとして本件決定を行った。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件請求は、施行要綱及び位置指定基準以外の公文書を求める趣旨であると解し、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は本件決定の取消しを求めている。

したがって、本件異議申立ての争点は、施行要綱及び位置指定基準以外に本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

### 3 本件決定の妥当性について

(1) 異議申立人は、前記第3のとおり、本来、大阪市が設置しなければならない公共下水ますを排水設備計画確認申請者に施工させて費用を負担させている以上、何ら

かの根拠が存在するはずである旨、主張している。

これに対し、実施機関は、前記第4のとおり、既に異議申立人からの当初請求に基づき異議申立人へ公開の実施を行っている、施行要綱及び位置指定基準以外に本件文書は存在しない旨、主張している。

- (2) ここで、当審査会において施行要綱を確認したところ、施行要綱第2条第1項ただし書において「ただし、集水ます等の設置は同一土地又は敷地に合流式区域については1箇所、分流式区域については雨水用1箇所、汚水用1箇所を限度とする。」と規定されていた。

実施機関によれば、施行要綱第2条第1項ただし書の規定に基づき、同一土地において2箇所以上の集水ます等を設置する場合には、道路の位置の指定を行おうとする者の負担としているとのことであった。

- (3) なお、異議申立人は、前記第3の5のとおり、同種の事例について無償ますを設置している事例がある旨、主張しているが、この点について当審査会から実施機関に確認したところ、異議申立人が主張する事例については、本諮問案件とは背景が異なる事例であるが、その際においても、施行要綱及び位置指定基準に基づき無償ますを設置しているとのことであった。

- (4) 以上のことを踏まえると、施行要綱及び位置指定基準以外に本件文書が存在しないとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められない。

#### 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成25年度諮問受理第92号

年 月 日	経 過
平成25年8月8日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成25年10月1日	異議申立人から意見書の提出
平成25年11月12日	審議（論点整理）
平成26年1月21日	実施機関理由説明
平成26年2月4日	審議（論点整理）
平成26年2月18日	異議申立人意見陳述
平成26年3月14日	審議（論点整理）
平成26年4月15日	審議（答申案）
平成26年5月16日	審議（答申案）
平成26年6月26日	答申

